

キッチンカー（移動販売車）出店者募集要項

御所湖広域公園でのキッチンカー出店における必要条件及び手続きを示したものです。

- 1 出店場所：①御所湖広域公園 乗り物広場 ※雫石町
②御所湖広域公園 ファミリーランド ※雫石町
③御所湖広域公園 町場地区園地 ※雫石町
※その他の園地には基本的に不出店できません。

2 出店資格者

出店資格は以下の①②のいずれかと、③～④の全てを満たしている者

- ①雫石町内での自動車による移動食品営業許可(キッチンカー等)を有する者
- ②雫石町内にて営業を許可する露店営業許可(飲食店営業)を有する者
- ③食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ④保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができ、販売品を衛生的に取扱える者

3 出店希望者の除外要件

次のいずれかに該当する者は、出店を許可することができません

- ・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者
- ・法人税若しくは消費税若しくは地方消費税又は市税のいずれかを滞納している者

4 出店条件

- ① 出店場所：1の①～③の御所湖広域公園指定管理者が指定する場所
※最大出店数は、各場所当たり1店舗までとします（販売品目が重複しないこと。）
- ② 出店可能日 4月から11月までの間において、出店許可を受けた日。
※行為許可申請書に出店希望日を記載して事前に申請してください。許可書を発行します。
※出店出来るのは、1事業者1日につき1箇所です。
- ③ 出店時間 午前9時から午後16時30分まで ※準備・撤収時間を含みます。
※公園の開園営業時間内の準備及び撤収にご協力ください。
- ④ 出店料（月毎）：販売に要する人員×440円（令和8年度）×出店日数
※出店料については、許可後に指定管理者から通知する金額を、月末までに公園管理事務所にてお支払いください。
※出店中止に伴う出店料還付はありません。
- ⑤ 販売可能品目食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物
※御所湖広域公園内ではアルコール・酒類の販売を禁じます。

⑥ 出店に係る費用負担・備品使用等

- ・出店に必要なすべての費用・備品等は出店者の負担・準備とします。また、出店・販売に係る備品・必要品は出店者の責任において全て管理してください。
- ・法令が定める申請、届出や、必要な資格者の配置は出店者の責任と負担で実施してください。
- ・出店者は、出店者の責務で出店スペースにゴミ箱を設置するとともに、適正に廃棄物処理（排水含む）を処理してください。また購入者に対してゴミ箱への廃棄をお願いしてください。
- ・公園内の電気設備、排水設備、水道設備は使用できません。発電機等は出店者が用意してください。
- ・火気を使用する場合は消火器を必ず設置してください。

5. 応 募（必要書類・連絡先等は次ページをご覧ください。）

※出店希望日の約4週間前までに提出書類を提出してください。

・出店応募に係る提出書類

- ① 出店申込書
- ② 行為許可申請書
- ③ 営業許可証一式の写し
- ④ 食品賠償請求保険等の証明書の写し
- ⑤ 車検証の写し（自動車営業のみ）
- ⑥ 販売時の形態（販売車の大きさ）がわかる写真 ※実物を撮影してください。
- ⑦ 販売メニュー及び料金表

6 その他

- ① 本要項に定めのない事項については、出店者と協議のうえ、指定管理者から指示します。
- ② 指定管理者からの指示・指導等に従わない場合や許可条件に違反する場合には、出店を取り消すことがあります。

7 申込み・連絡先（公園管理事務所）

申し込みの際は事前に電話などで相談の上で提出してください。

岩手県立御所湖広域公園 管理事務所

住 所：〒020-0572 岩手県岩手郡雫石町西安庭 11-7-4

TEL：019-692-4855

FAX：019-692-4870

E-mail：gosyo_park@gmail.com